

令和 6 事業年度
退職者医療特別会計

財 産 目 録
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
キャッシュ・フロー計算書

社会保険診療報酬支払基金

令和 6 事業年度退職者医療特別会計

事業費勘定

財 産 目 録

貸 借 対 照 表

損 益 計 算 書

キャッシュ・フロー計算書

令和6事業年度退職者医療特別会計 事業費勘定財産目録

(令和7年3月31日現在)

資 産 の 部			
区 分	内 訳		金 額
	摘 要	金 額	
流 動 資 産		千円	千円
現金及び預金			1,909
	普通預金	1,909	1,909
資 産 合 計			1,909
負 債 の 部			
		千円	千円
負 債 合 計			—
差 引 正 味 財 産			1,909

令和6事業年度退職者医療特別会計 事業費勘定貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

資 産 の 部				資 本 の 部			
区 分	注記 番号	金 額		区 分	注記 番号	金 額	
(資 産 の 部)			千円	(資 本 の 部)			千円
流 動 資 産				利 益 剰 余 金			
現 金 及 び 預 金			1,909	1 別 途 積 立 金			1,876
流 動 資 産 合 計			1,909	2 当 期 未 処 分 利 益			32
				利 益 剰 余 金 合 計			1,909
				資 本 合 計			1,909
資 産 合 計			1,909	資 本 合 計			1,909

令和6事業年度退職者医療特別会計 事業費勘定損益計算書

(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)

区 分	注記 番号	金 額
		千円
〔経常損益の部〕		千円
(業 務 損 益 の 部)		
I 業 務 収 益		
1 事務費拠出金収入		25,844
2 交付金精算返還金		70,223
II 業 務 費 用		
1 療養給付費等交付金		22
2 事務費勘定へ繰入		25,844
3 拠出金精算返還金		541,435
業 務 損 失		471,234
(業 務 外 損 益 の 部)		
業 務 外 収 益		
受 取 利 息		32
経 常 損 失		471,201
当 期 純 損 失		471,201
別 途 積 立 金 取 崩 額	※1	471,234
当 期 未 処 分 利 益		32

令和 6 事業年度退職者医療特別会計
事業費勘定キャッシュ・フロー計算書

（ 自 令和 6 年 4 月 1 日 ）
（ 至 令和 7 年 3 月 31 日 ）

区 分	注記 番号	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー		千円
事務費拠出金収入		25,844
交付金精算返還金収入		70,223
療養給付費等交付金支出		△ 22
事務費勘定へ繰入支出		△ 25,844
拠出金精算返還金支出		△ 541,435
小 計		△ 471,234
利息の受取額		32
業務活動によるキャッシュ・フロー		△ 471,201
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資活動によるキャッシュ・フロー		—
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー		—
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		—
V 現金及び現金同等物の増減額		△ 471,201
VI 現金及び現金同等物の期首残高		473,110
VII 現金及び現金同等物の期末残高	※ 1	1,909

令和 6 事業年度退職者医療特別会計 事業費勘定利益処分計算書

(令和 7 年 6 月 23 日)

区 分	金 額
I 当 期 未 処 分 利 益	円 32,800
II 利 益 処 分 額	
任意積立金	
別 途 積 立 金	<u>32,800</u> <u>32,800</u>
III 次 期 繰 越 利 益	<u><u>0</u></u>

重要な会計方針

期 別 項 目	当会計期間 (自 令和6年4月 1日) (至 令和7年3月31日)
1. 退職者医療特別会計の廃止について	令和5年5月19日に公布された「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の附則第5条第5項の規定により、令和7年4月1日に退職者医療特別会計を廃止し、当会計に所属する権利及び義務は前期高齢者特別会計に承継されました。 なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、廃止による影響を財務諸表には反映しておりません。
2. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

注記事項

(損益計算書関係)

当会計期間	
(自 令和6年4月 1日) (至 令和7年3月31日)	
※1	別途積立金取崩額とは全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）附則第5条第3項において、なお効力を有するものとされた改正前の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）（以下「改正前国民健康保険法」という。）附則第19条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第146条第3項の規定により予算をもって定める金額を取崩した額である。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

当会計期間末	
(令和7年3月31日現在)	
※1	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係
	千円
現金及び預金	1,909
現金及び現金同等物	1,909